

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度 第1回吉川市防災会議
開 催 日 時	平成28年5月23日(月) 午後2時00分から 午後2時35分まで
開 催 場 所	吉川市役所 第2庁舎 2階 204会議室
出席委員(者)氏名	27名(内、代理出席者4名) 氏名:別紙「出席者名簿」のとおり
欠席委員(者)氏名	5名 氏名:別紙「出席者名簿」のとおり
担当課職員職氏名	市民生活部副部長兼市民安全課長 竹内栄一、 防災係長 田村浩之、副主査 椿洋一、主事 中川康彦 主事 山崎大樹
会議次第と会議の公開 又は非公開の別	○会議次第 1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 (1) 平成28年度吉川市地域防災計画の改訂方針(案)に ついて 4 閉 会 ○会議の公開又は非公開の別 全部公開
非公開の理由 (会議を非公開にした 場合)	
傍 聴 者 の 数	0名
会 議 資 料 の 名 称	別紙「配付資料一覧表」のとおり
会 議 録 の 作 成 方 法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会 議 録 確 認 指 定 者	高尾良委員、岡田忠篤委員
そ の 他 の 必 要 事 項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）

事務局

※ 配付資料確認
「配付資料一覧表」により、配付資料を確認。

中原会長

1 開 会
2 会長あいさつ
あいさつ。

事務局

※ 会議の公開及び傍聴者の説明
吉川市防災会議運営要領に基づき、会議を公開する旨を説明。また、会議の傍聴者が0名であることを報告。

事務局

※ 会議成立の報告
出席委員数は27名で会議が成立していることを報告。

中原会長
高尾委員、岡田委員

3 議 事

※ 会議録の署名委員の指名
・高尾委員、岡田委員を指名。
・了承。
・会議録の署名委員は、高尾委員、岡田委員に決定。

事務局

（1）吉川市地域防災計画の改訂方針（案）について
<説明>
・「資料1」、「資料2-1～6」により、吉川市地域防災計画の主な改訂箇所を説明。

中原会長

各委員
中原会長

<審議>
・「資料2-1～6」のとおり、吉川市地域防災計画を改訂することについて委員へ意見を求める。
・改訂に異議なし。
・「資料2-1～6」のとおり、吉川市地域防災計画を改訂することに決定。

4 閉 会

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年5月30日

署名委員 高尾 良

署名委員 岡田 忠篤

平成28年度 第1回 吉川市防災会議 出席者名簿

委員の氏名	出席	欠席	代理出席者役職・氏名
中原 恵人 (吉川市長)	○		
金澤 裕勝 (関東地方整備局江戸川河川事務所長)	○		
伊藤 嘉邦 (関東農政局埼玉支局地方参事官(埼玉支局長))	○		総括農政推進官 平野勝由
大芦 誠 (春日部労働基準監督署長)		○	
佐藤 正信 (埼玉県東部地域振興センター所長)	○		
田邊 博義 (埼玉県草加保健所長)		○	
細田 哲也 (埼玉県越谷県土整備事務所長)	○		施工管理主幹 下総憲一
坪 信孝 (埼玉県警察吉川警察署長)	○		埼玉県警部補 根本克彦
椎葉 祐司 (吉川市副市長)	○		
岡田 忠篤 (吉川市政策室長)	○		
野尻 宗一 (吉川市総務部長)	○		
鈴木 昇 (吉川市健康福祉部長)	○		
中村 詠子 (吉川市市民生活部長)	○		
関根 勇 (吉川市都市建設部長)	○		
篠田 好充 (吉川市教育部長)	○		
染谷 行宏 (吉川市教育委員会教育長)	○		
酒井 誠 (吉川松伏消防組合消防長)	○		
鈴木 克巳 (吉川松伏消防組合吉川消防署長)	○		
宮田 孝一 (吉川市消防団長)	○		
増田 典道 (吉川市水道課長)	○		課長補佐 森田弘
池田 隆成 (東日本高速道路(株)関東支社谷和原管理事務所長)		○	
金子 政昭 (東京電力パワーグリッド(株)川口支社草加事務所長)	○		
高橋 昇一 (株NTT 東日本-関信越越谷営業支店長)	○		
松沢 茂治 (東武バスセントラル(株)吉川営業所長)	○		
本田 佳代子 (東日本旅客鉄道(株)吉川美南駅長)	○		
浦田 健次 (日本郵便(株)吉川郵便局長)	○		
前川 尚巳 (東彩ガス(株)取締役)		○	
中井 薫 ((社)埼玉県トラック協会吉川支部副支部長)	○		
小笠原 忠彦 (一般社団法人吉川松伏医師会副会長)	○		
高尾 良 (吉川市自主防災組織連絡協議会会長)	○		
浦上 利詠 (社会福祉法人吉川市社会福祉協議会 社会福祉士)	○		
村上 昇 (吉川市自治連合会会長)		○	
鈴木 庄次 (吉川市民生委員・児童委員協議会 吉川市東地区会長)	○		
計	27	5	32名 (会長を除く)

平成28年度 第1回吉川市防災会議

日 時 平成28年5月23日(月)
午後2時から
場 所 吉川市役所第2庁舎
2階 204会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 吉川市地域防災計画の改訂(案)について

4 閉 会

平成28年度 第1回吉川市防災会議 配付資料一覧表

- | | | |
|-------------------------------|-------|-------------------|
| 1 会議次第 | …………… | 当日配付 |
| 2 会議資料 | | |
| 資料1 平成28年度吉川市地域防災計画の改訂の概要(案) | …………… | 事前配付
(当日訂正版配付) |
| 資料2 平成28年度吉川市地域防災計画の改訂(案) | …………… | 事前配付
(当日訂正版配付) |
| 資料3 吉川市地域防災計画(平成27年3月) | …………… | 事前配付 |
| 3 参考資料 | …………… | 事前配付 |
| 参考資料1 吉川市防災会議の概要 | | |
| 参考資料2 吉川市防災会議委員名簿 | | |
| 参考資料3 吉川市防災会議運営要領 | | |
| 参考資料4 【参考法令】災害対策基本法・吉川市防災会議条例 | | |
| 4 その他 | | |
| 席次表 | …………… | 当日配付 |

平成 28 年度 吉川市地域防災計画の改訂の概要

《改訂の基本方針》

1 近年、埼玉県内で大きな被害をもたらした災害への対応

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の教訓などを踏まえ、風水害への対策に関する事項を追加する。

《主要な改訂事項》

第 3 編 風水害対策計画

改訂事項		ページ等(ページ表記は改訂前のものとする)
1	○風水害の災害履歴	○平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨 ○第 1 章-第 1 節-第 1-「風雨水害の災害履歴」 (P 風水害-総則-1)
2	○国による避難を促す緊急行動	○事前行動計画(タイムライン)の作成 ○第 2 章-第 2 節-第 1-「1.1 活動マニュアルの整備」 (P 風水害-予防-15)
3	○災害対策本部の設置と運営	○本部の弾力的運用 ○第 3 章-第 1 節-第 4-「7 本部の弾力的運用」 (P 風水害-応急-10)
4	○国による指針の関係	○洪水予報 ○第 3 章-第 2 節-第 3-「1(2) 本市に關係する洪水予報が発表される河川」 (P 風水害-応急-40)
5	○国による指針の関係	○水防警報 ○第 3 章-第 2 節-第 3-「2(2) 本市に關係する水防警報が発表される河川」 (P 風水害-応急-44)
6	○国による指針関係	○避難の勧告・指示 ○第 2 章-第 5 節-第 2-「(2) 避難の勧告又は指示」 (P 風水害-応急-83)

《地域防災計画改訂スケジュール》

年 月	項 目	内 容
平成 28 年 4 月	防災会議委員 委嘱	変更者のみ
5 月	第 1 回 防災会議	日時：平成 28 年 5 月 23 日 議事：吉川市地域防災計画の改訂(案)について
6 月	計画決定	計画書配付

第3編 風水害対策計画

資料2-1

第1章 風水害対策の総則

第1節 風水害の災害特性

第1 風水害の災害履歴

本市に被害をもたらした昭和元年以降の主な風水害は、次のとおりである。最近の水害の原因は台風による豪雨や突発的で局地的な集中豪雨等による内水氾濫が多いが、これは本市の都市化による雨水の貯留・浸透機能の低下や近年の異常気象などの影響による豪雨が大きな要因となっていると考えられる。

また、本市に甚大な被害をもたらした風水害としては、昭和22年9月のカスリン台風による水害で、県南東部では、台風による降雨量は多くはなかったが、利根川上流域では、豪雨となり、多くの河川で増水し、利根川においては、北埼玉郡東村（現・加須市）新川通地先で右岸堤防が幅約340mにわたり決壊し、決壊後、約2日目に本市のほぼ全域が浸水した。また、この洪水により、埼玉県東部低地や東京都東部低地（葛飾区、足立区、江戸川区）、面積約440km²が浸水した。

□主な風水害

発的年代	年号	気象名	本市の被害状況（人的被害、住家被害）
1938	昭和13年	大雨	倒壊家屋1棟、浸水101棟
1947	昭和22年	カスリン台風	死傷者3名、倒壊家屋5棟、浸水2,269棟
1966	昭和41年	台風4号	浸水10棟
1979	昭和54年	台風20号	床下浸水4棟
1982	昭和57年	台風18号	床上浸水31棟、床下浸水184棟
1985	昭和60年	台風6号	床上浸水18棟、床下浸水82棟
1986	昭和61年	台風10号	床上浸水2棟、床下浸水120棟
1989	平成元年	台風13号	負傷者1名
1989	平成元年	台風22号	床下浸水2棟
1991	平成3年	台風18号	床上浸水18棟、床下浸水220棟
1992	平成4年	大雨	床下浸水50棟
1993	平成5年	台風11号	床上浸水25棟、床下浸水980棟
1993	平成5年	大雨	床下浸水3棟
1996	平成8年	台風17号	床下浸水117棟
1999	平成11年	大雨	床上浸水4棟、床下浸水10棟
2000	平成12年	台風3号	床下浸水35棟
2004	平成16年	台風22号	床下浸水19棟
2004	平成16年	台風23号	床下浸水35棟
2008	平成20年	大雨	床上浸水1棟、床下浸水8棟
2009	平成21年	台風9号	床下浸水6棟
2013	平成25年	台風26号	床下浸水14棟
2015	平成27年	関東・東北豪雨	床上浸水4棟、床下浸水14棟

第 2 節 災害に強い防災体制の整備

本市に災害が発生又は発生するおそれがある場合に、迅速、適切、かつ柔軟に対応するため、平常時からの備えを充実するとともに、災害発生直後の緊急時の対応力の強化を図り、人・物・情報を総合的に管理し、効率的、一体的に機能する災害に強い防災体制を構築する。

第 1 災害活動体制の整備

災害時には、迅速かつ適切な応急活動が重要である。また、あわせて、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務がある。このため、初動体制をはじめとする緊急対応体制、応援協力体制等の災害活動体制を整備するとともに、災害時にあっても優先度の高い通常業務が適切に継続できる体制を整備する。

ここでは、災害活動体制の整備に関し必要な施策を定める。

1. 1 活動マニュアル等の整備【市民安全課、各課】

(1) 活動マニュアルの作成

個々の職員が、常に気象状況等に注意し、災害の発生のおそれがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合は、状況に応じて迅速で的確な対応ができるよう、実践的な活動マニュアルを作成し、周知徹底を図る。なお、活動マニュアルは組織の改編や人事異動等の状況の変化に対応し、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものとする。

活動マニュアルの内容は、次の事項とする。

- ① 災害時における各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
 - ② 災害時における体制（動員体制等）
 - ③ 災害時における参集方法及び参集基準
 - ④ 夜間、休日における緊急連絡網
- (2) 避難所運営マニュアル、運営体制の整備
 - (3) 業務継続計画（BCP）の作成
 - (4) リ災証明書の発行体制の整備

【施策の内容】

第 2 編 震災対策計画

第 2 章 震災予防計画

第 2 節 災害に強い防災体制の整備

第 1 災害活動体制の整備

1. 1 活動マニュアル等の整備

- (2) 避難所運営マニュアル、運営体制の整備
- (3) 業務継続計画（BCP）の作成
- (4) リ災証明書の発行体制の整備
（震災-予防-29、30）を準用する。

(5) 事前行動計画（タイムライン）の作成

台風等の風水害は、いつ起こるか分からない大震災とは異なり、台風等が発生してから被害が生じるまで時間があり、先を見越した対応により減災が可能である。

予め、時系列の災害対応を整理した事前行動計画（タイムライン）を作成するものとする。なお、作成後は、計画に基づく対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組みを実施するものとする。

第 4 災害対策本部の設置と運営【全職員】

非常体制（第 2 配備）における災害対策本部は、次のとおりとする。

1 災害対策本部の設置

市長は、市域において甚大な水害が発生、又は発生するおそれがあるときは非常体制第 2 配備を発令し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、第 2 庁舎 204 会議室に設置する。本部の設営、看板の設置等は、総括班が行う。なお、庁舎が被災し、庁内での本部設置が不可能となった場合は、吉川松伏消防組合消防本部に設置する。

3 災害対策本部の運営

本部長は、副本部長及び本部員で構成する市災害対策本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。

4 災害対策本部の所掌事務

次の事項に関して、災害対策本部の基本方針を決定する。

- (1) 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難準備情報、避難勧告又は避難指示の発令又は解除に関すること。
- (4) 避難所の開設又は閉鎖に関すること。
- (5) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用に関すること。
- (6) 市町村の相互応援に関すること。
- (7) 埼玉県、自衛隊及び公共機関に対する応援要請に関すること。
- (8) 各部の連絡調整に関すること。
- (9) 防災対策に要する経費の支弁に関すること。
- (10) その他、災害対策に関する重要事項の決定等に関すること。

5 部の設置

災害対策本部に部を設置し、市災害対策本部会議の決定した方針に基づき災害対策の活動の実施に当たる。

6 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

7 本部の弾力的運用

本部長は、災害の規模及び被害状況により必要があると認めるときは、部班を弾力的に運用する。

8 災害対策本部の組織等

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

資料 2-4

(2) 本市に関係する洪水予報が発表される河川

洪水予報については、「国土交通大臣と気象庁長官が共同して行なう洪水予報（水防法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）」と「県知事と気象庁長官が共同して行なう洪水予報（水防法第 11 条第 1 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）」がある。

□本市に関係する洪水予報が発表される河川（国土交通大臣と気象庁長官が共同発表）

予報 区域名	河川 名	洪水予報実施区域	洪水予報 基準水位 観測所	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)	河川 位置	所在地	発表 機関
利根川 上流部	利根川	左岸 群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先～茨城県猿島郡境町字北野 1920 番地先	八斗島	1.9	4.5	4.9	左岸河口から 181.5km 下 46m	群馬県伊勢崎市八斗島町	国土交通省関東地方整備局
		右岸 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先～江戸川分派点	栗橋	5.0	8.0	8.5	右岸河口から 130.5km 下 100m	埼玉県久喜市栗橋	
江戸川	江戸川	左岸 利根川からの分派点～海（旧川を除く）	西関宿	6.1	8.1	8.4	右岸河口から 58.0km 上 410m	埼玉県幸手市西関宿	気象庁予報部
		右岸 利根川からの分派点～海（旧川を除く）	野田	6.3	8.2	8.5	左岸河口から 39.0km 上 26m	千葉県野田市野田中野台	
中川	中川	左岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下 1647 番の 1 地先～東京都葛飾区高砂 2 丁目 55 番の 3 地先 右岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937 番の 1 地先～東京都葛飾区青戸 2 丁目 623 番の 1 地先	吉川	3.6	3.6	4.0	左岸河口から 30.5km 上 135m	埼玉県吉川市平沼	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 気象庁予報部 熊谷地方气象台
荒川	荒川	左岸 埼玉県深谷市荒川字下川原 5 番の 2 地先～海（旧川を除く）	熊谷	3.5	4.8	5.6	左岸河口から 76.4km +130m	埼玉県熊谷市榎町	国土交通省関東地方整備局 気象庁予報部
		右岸 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢 218 番の 18 地先～海（旧川を除く）	治水橋	7.5	10.8	11.1	右岸河口から 41.6km +290m	埼玉県さいたま市西区飯田新田	
			岩瀨水門(上)	4.1	7.0	7.7	右岸河口から 21.0km 上 82.8m	東京都北区志茂 5 丁目	

資料 2-5

(2) 本市に係る水防警報が発表される河川

水防警報については、「国土交通大臣が行なう水防警報(水防法第 16 条)」と「県知事が行なう水防警報(水防法第 16 条第 3 項)」がある。

□本市に係る水防警報が発表される河川

区分	河川名	水防警報 基準水位 観測所	水防警報区域					所在地	実施機関
			水防警報区域	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位		
国土交通大臣が行なう水防警報	江戸川	西関宿	左岸 幹川分派点～千葉県野田市岡田 1084 番地先 右岸 幹川分派点～埼玉県春日部市新宿新田 100 番の 1 地先	4.5	6.1	8.1	8.4	埼玉県幸手市西関宿	江戸川 河川事務所
		野田	左岸 千葉県野田市東金野井 1410 番の 1 地先～千葉県流山市木 8 番の 2 地先 右岸 埼玉県北葛飾郡松伏町築比地 2539 番の 1 地先～埼玉県三郷市高洲四丁目 149 番地先	4.6	6.3	8.2	8.5	千葉県野田市 中野台	
	中川	吉川	左岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下 1647 番の 1 地先～大場川合流点 右岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937 番の 1 地先～桁川合流点	3.3	3.6	3.6	4.0	埼玉県吉川市平沼	
県知事が行なう水防警報	中川	牛島	左岸 埼玉県春日部市下柳 1167 番地先～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩内膳堀内上 1672 番の 1 地先 右岸 埼玉県春日部市牛島 1323 番の 1 地先(倉松川合流点)～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通 1876 番の 1 地先	5.20	5.85	6.05	6.30	埼玉県春日部市藤塚	埼玉県 河川砂防課
	新方川	増林	左岸 埼玉県春日部市大字増田新田字南 313 番地先～埼玉県吉川市川野(中川合流点) 右岸 埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 515 番地先～越谷市中島(中川合流点)	3.25	3.90	4.20	4.55	埼玉県越谷市花田	

資料 2 - 6

③ 本市における避難勧告・指示等の判断基準

本市における避難勧告・指示等の判断基準は、次のとおりとする。

なお、発令にあたっては、河川及び気象の状況、河川管理者及び熊谷気象台の情報、浸水想定区域図、近隣市町の避難勧告・指示等の発令状況等も含めて総合的に判断するものとし、河川管理者等と協議の上、発令するものとする。

□ 避難判断基準

区分	江戸川・中川・新方川・大落古利根川の 外水氾濫・特別警報の発表						利根川・荒川等の 外水氾濫、内水氾濫等	
避難準備 情報 (避難行動 要支援者 等に対する 避難情報)	○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇(氾濫危険水位の到達)が予測されるとき							
	○避難勧告を発令する可能性が高まり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき							
	目安となる水位(避難判断水位)							
	江戸川 (西関宿)		江戸川 (野田)		中川 (吉川)			
	8.10		8.20		3.60			
避難勧告	○氾濫危険情報又は水位情報周知が発表され、さらに水位の上昇が予測されるとき							
	○破堤につながるような堤防の亀裂、漏水等を発見したとき							
	○大雨特別警報が発表されたとき。							
	目安となる水位							
	洪水予報河川 (氾濫危険水位)			水位周知河川 (特別警戒水位)				
	江戸川 (西関宿)	江戸川 (野田)	中川 (吉川)	中川 (牛島)	新方川 (増林)	大落古 利根川 (杉戸)		
	8.40	8.50	4.00	6.05	4.20	7.95		
避難指示	○氾濫発生情報が発表されたとき							
	○破堤につながる大規模な堤防の亀裂、漏水等を発見したとき ○破堤、越水を発見したとき							
	○危険物の漏出・流出等により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき。							
	※上記の状況により、避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令する。							

注) 上記の判断基準にかかわらず、災害の状況や要避難地域の状況等により本部長が必要と認めた場合、本部長は適宜、避難勧告・指示等が発令することができる。

注) 上記の判断基準は、可能な限り避難勧告・指示等の客観的な判断基準を整備する観点から示したものであり、必要に応じて見直すものとする。

注) 上記の表中の各河川の「目安となる水位」は、変更されることがあるので、注意すること。

吉川市防災会議の概要

1 名称

吉川市防災会議

2 設置根拠法令

災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第16条第1項

3 設置趣旨（法第16条第1項）

市に、当該市の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市長の諮問に応じて当該市の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市防災会議を置く。

4 所掌事務（吉川市防災会議条例（以下「条例」という。）第2条）

- (1) 吉川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

5 組織構成（条例第3条）

- (1) 防災会議は、会長及び委員32人以内をもって組織する。
- (2) 会長は、市長をもって充てる。また、会長は、会務を総理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- (4) 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - ① 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - ② 埼玉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - ③ 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - ④ 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - ⑤ 吉川市教育委員会教育長
 - ⑥ 吉川松伏消防組合消防長、吉川消防署長及び吉川市消防団長
 - ⑦ 吉川市水道事業の企業職員のうちから市長が指名する者
 - ⑧ 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - ⑨ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - ⑩ 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者
- (5) ⑧、⑨及び⑩の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。なお、委員は、再任されることができる。

審議会の名称	吉 川 市 防 災 会 議			
委員の氏名	会長又は副会長の別	選任の区分	任期	
中原 恵人 (吉川市長)	会長	市長		
金澤 裕勝 (関東地方整備局江戸川河川事務所長)		指定地方行政機関の職員 (1号委員)	—	
伊藤 嘉邦 (関東農政局埼玉支局地方参事官 (埼玉支局長))			—	
大芦 誠 (春日部労働基準監督署長)			—	
佐藤 正信 (埼玉県東部地域振興センター所長)		埼玉県の職員 (2号委員)	—	
田邊 博義 (埼玉県草加保健所長)			—	
細田 哲也 (埼玉県越谷県土整備事務所長)			—	
坪 信孝 (埼玉県警察吉川警察署長)		埼玉県警察 (3号委員)	—	
椎葉 祐司 (吉川市副市長)		市の職員 (4号委員)	—	
岡田 忠篤 (吉川市政策室長)			—	
野尻 宗一 (吉川市総務部長)			—	
鈴木 昇 (吉川市健康福祉部長)			—	
中村 詠子 (吉川市市民生活部長)			—	
関根 勇 (吉川市都市建設部長)			—	
篠田 好充 (吉川市教育部長)			—	
染谷 行宏 (吉川市教育委員会教育長)		市教育長 (5号委員)	—	
酒井 誠 (吉川松伏消防組合消防長)		吉川松伏消防組合消防長、 吉川消防署長、 吉川市消防団長 (6号委員)	—	
鈴木 克巳 (吉川松伏消防組合吉川消防署長)			—	
宮田 孝一 (吉川市消防団長)			—	
増田 典道 (吉川市水道課長)		市水道企業職員 (7号委員)	—	
池田 隆成 (東日本高速道路株関東支社谷和原管理事務所長)		指定公共機関又は 指定地方公共機関の職員 (8号委員)	2年	
金子 政昭 (東京電力パワーグリッド(株)川口支社草加事務所長)			2年	
高橋 昇一 (株NTT 東日本 越谷営業支店長)			2年	
松沢 茂治 (東武バスセントラル(株)吉川営業所長)			2年	
本田 佳代子 (東日本旅客鉄道(株)吉川美南駅長)			2年	
浦田 健次 (日本郵便(株)吉川郵便局長)			2年	

様式第4号 (第17条関係)

構 成 員 票

(2/2)

審議会の名称		吉 川 市 防 災 会 議		
委員の氏名		会長又は副会長の別	選任の区分	任期
前川 尚己 (東彩ガス(株)取締役)			指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 (8号委員)	2年
中井 薫 ((社)埼玉県トラック協会吉川支部副支部長)				2年
小笠原 忠彦 (一般社団法人吉川松伏医師会副会長)				2年
高尾 良 (吉川市自主防災組織連絡協議会会長)			自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 (9号委員)	2年
浦上 利詠 (社会福祉法人吉川市社会福祉協議会 社会福祉士)			1号から9号委員のほか、市長が防災上必要と認める機関、団体等の役員又は職員 (9号委員)	2年
村上 昇 (吉川市自治連合会会長)				
鈴木 庄次 (吉川市民生委員・児童委員協議会 東地区会長)				
公募委員がない場合はその理由	当会議の委員構成は、吉川市防災会議条例で定められており、行政機関、公共機関の職員等で構成する会議のため			

任期：平成27年9月1日から平成29年8月31日まで

吉川市防災会議運営要領

平成18年7月24日吉川市防災会議決定

(趣旨)

第1条 この要領は、吉川市防災会議条例（昭和39年条例第4号）第5条及び吉川市市民参画条例施行規則（平成17年規則第12号。以下「規則」という。）第6条第4項の規定に基づき、吉川市防災会議（以下「会議」という。）の運営及び傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議事を定め、会議開催の日の7日前までに、委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(委員の代理)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、委員と同一の機関等に属する者を代理者として会議に出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(専決処分)

第4条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の権限に属する事務を専決処分することができる。

(1) やむを得ない事情により会議を招集することができないとき。

(2) 軽易な事項で速やかに措置を要するとき。

2 前項の規定により、専決処分したときは、会長は、次の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

(会議録の作成)

第5条 規則第10条の規定による会議録の作成方法は、録音機器を使用した要点記録とする。

(会議の公開等)

第6条 会議の公開は、吉川市市民参画条例（平成16年条例第15号）及び規則の定めるところによる。

(傍聴申込み)

第7条 会議の傍聴を希望する者は、傍聴受付簿（以下「受付簿」という。）に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 団体については、受付簿に団体の名称、人員並びに代表者又は責任者の住所及び氏名を記入しなければならない。

3 受付簿に前2項に規定する事項を記入した者は、係員の確認を得た後に傍聴することができる。

4 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。ただし、会議が必要と認めるときは、抽選その他の方法により許可するものとする。

(傍聴人の定員)

第8条 傍聴を認める者(以下「傍聴者」という。)の定員は、会議を行う場所(以下「会場」という。)の広さを考慮し、その都度定めるものとする。

(傍聴人の入場制限)

第9条 傍聴者が定員に達したときは、入場することができない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(会場に入ることのできない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕及びかさの類を携帯している者
 - (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用している者
 - (4) 笛、太鼓、ラッパ等の楽器類並びに拡声器及び無線機の類を携帯している者
 - (5) 酒気を帯びていると認められる者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、人に迷惑を及ぼし、又は会場の秩序を乱すと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、会場に入ることができない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事の妨害をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第12条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、報道機関等による写真撮影、録画及び録音で会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、秘密会を開くことを会議が決定したときは、速やかに、会場から退場しなければならない。

(係員の指示)

第14条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第15条 傍聴人がこの要領に違反する行為をしたときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは傍聴人を退場させることができる。

(庶務)

第16条 会議の庶務は、市民生活部市民安全課において処理する。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成18年7月24日から施行する。

【参考法令】 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2～5 略

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（都道府県防災会議の設置及び所掌事務）

第14条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- (4) 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（都道府県防災会議の組織）

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- (2) 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
- (3) 当該都道府県の教育委員会の教育長
- (4) 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
- (5) 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- (7) 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、当該都道府県の知事が任命する。

8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

【参考法令】 吉川市防災会議条例（昭和39年条例第4号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、吉川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 吉川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員32人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 埼玉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 吉川市教育委員会教育長
- (6) 吉川松伏消防組合消防長、吉川消防署長及び吉川市消防団長
- (7) 吉川市水道事業の企業職員のうちから市長が指名する者
- (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者

6 前項第8号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

略